

職 員 倫 理 要 領

令和4年4月1日

特定非営利活動法人
ふれんど久米

第1条 安心できる「居場所」の提供

私たち職員は、利用者一人ひとりが、安心や安らぎを感じることができる「居場所」となるような環境づくりを行います。

第2条 個人の尊重

私たち職員は、利用者一人ひとりの個性、主体性、可能性を尊びます。

第3条 人権の尊重

私たち職員は、利用者の権利を擁護し、いかなる差別、虐待、人権侵害もしません。

第4条 自己選択・自己決定の尊重

私たち職員は、利用者中心のサービスに努め、利用者が自ら選択、決定したことを尊重し、実現できるよう支援し、そのための情報を積極的に提供し、十分な説明と同意を得ることに努めます。

第5条 プライバシーの保護

私たち職員は、利用者の個人情報には守秘義務を守り、記録の管理に配慮します。

第6条 社会への参加

私たち職員は、利用者の年齢、障害や疾病の状態に関わりなく、様々な活動に参加できるよう支援します。

第7条 専門的な支援

私たち職員は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず知識や技術の向上に努めます。

第8条 サービスの改善向上

私たち職員は、支援内容やサービスについて、常に改善、向上し続けることを目指します。

利用者や家族と十分に話し合いながら、支援の提供に努め、利用者が豊かな生活を実感し、充実した人生を送ることができるよう支援し続けます。

第9条 家族との関係

私たち職員は、利用者の支援方針について家族と協議し、利用者主体の支援に努めます。家族の人権、プライバシーの保護に配慮します。